

1 豊文号外
令和2年3月27日

文化施設利用者 様

豊橋市役所文化・スポーツ部
「文化のまち」づくり課長 鈴木 一弘

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にかかる
文化施設でのイベントの中止や延期、規模縮小等の要請期間の延長について
(令和2年3月27日時点)

先日、本市における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関しまして、令和2年3月31日まで、原則として、市が主催するおおよそ100人規模以上のイベントの中止や延期、規模縮小等の対応をとっていくこととしたところです。

本市としましては、感染拡大を防止する観点から、令和2年4月15日まで中止や延期、規模縮小等の対応をとっていくことといたしました。

当該期間内において、文化施設を利用予定のイベント主催者の皆さまにおかれましては、この趣旨をご理解いただき、それぞれの状況に応じた対応をとっていただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由に、令和2年4月30日までの施設利用を取消しする場合は、キャンセル料金をいただくことはありません。また、既にお支払い済みの利用料金につきましては還付させていただきます。詳しくは各施設にお問い合わせください。

<問合先>

豊橋市役所文化・スポーツ部「文化のまち」づくり課

電話：0532-51-2875 / Fax：0532-56-1081 / Email: bunka@city.toyohashi.lg.jp

<各施設連絡先>

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・市民文化会館、西川芸能練習場 | 電話：0532-61-5111 |
| ・豊橋市公会堂 | 電話：0532-51-3077 |
| ・三の丸会館 | 電話：0532-56-6022 |
| ・ライフポートとよはし | 電話：0532-33-2111 |
| ・アイプラザ豊橋 | 電話：0532-46-7181 |
| ・穂の国とよはし芸術劇場 | 電話：0532-39-8810 |